

企業局のあゆみ



石川浄水場

はじめに

沖縄県の年平均降水量は、約 2,086mm で、全国平均の 1,739mm を上回っており、全国でも比較的雨量の多い地域です。

しかし、その降雨の多くが梅雨と台風によってもたらされるため、季節・経年によって大きく変化します。さらに、自然環境は大きな河川や山岳に乏しく、降った雨はすぐに海に流れ込み有効な利用が難しいため、水を安定的に確保することが困難な状況にあります。したがって、沖縄県の水道の歴史は、戦前までは那覇市など一部の地域に限り自己水源により、水道が普及していましたが、ほとんどの地域住民は生活用水を井戸、天水、泉等に依存していました。

沖縄戦によってほとんどの社会基盤が灰じんに帰し、戦後しばらくの間、水道の空白時代がありました。1952 (S 27) 年 2月に琉球政府が設立され、1958 (S 33) 年になると、人口の増加、生活水準の向上、及び都市化、高度経済成長等が重なって、広域の水道の確立の必要性が叫ばれるようになりました。そこで米軍を対象としていた全統合上水道に民間を含めた広域水道の構想が決定され、水道公社設立が具体化してきました。同年9月4日に沖縄住民に対する用水の販売供給機関として、米国民政府の附属機関である琉球水道公社 (Ryukyu Domestic Water Corporation) が設立され、水源の開発や水道施設の整備が進められました。その結果、本土復帰

直前の 1971 (S 46) 年には水道普及率が 85.1% に達するまでになりました。

1972 (S 47) 年 5月 15日の本土復帰に伴い、「沖縄県企業局」が設置され、旧琉球水道公社から財産その他の権利及び義務を継承し、水道用水供給事業を行っています。

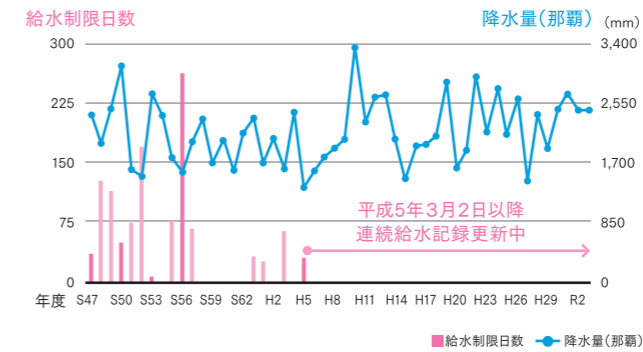
1972 (S 47) 年度に1日当たり約 20 万 8,000m³であった水の供給量は、2021 (R3) 年度は、沖縄本島北部の比較的水源に恵まれた国頭村、大宜味村、東村、宜野座村を除く本島 22 市町村と周辺離島 (伊江村、粟国村、北大東村、座間味村 (阿嘉・慶留間地区)) の 4 村、計 26 市町村へ1日当たり約 42 万 m³の水を供給しました。

工業用水道事業については、1972 (S 47) 年の復帰に際し、琉球水道公社が行っていた工業用水道事業 (天願川を水源とし、沖縄石油精製株式会社その他与勝地域に立地する工場等へ給水していた) を企業局が継承し、与勝工業用水道事業として発足しました。また同じく 1972 (S 47) 年には、沖縄振興開発計画に基づき沖縄の工業開発を推進するため、現在の沖縄工業用水道事業の事業届出が行われました。

与勝工業用水道事業は、水源水量の不足や水質の低下により工業用水の供給が困難となったため、1977 (S 52) 年 3月 31日付けで、事業を廃止し、沖縄工業用水道事業へ統合されました。

2021 (R3) 年度は、沖縄電力株式会社金武火力発電所をはじめ 105 事業所に対し1日当たり約 2万 5,000m³の工業用水を供給しました。

復帰後給水制限日数と降水量



1 水道用水供給事業

(1) 安定給水を目指して

ア 渇水との闘い

本土復帰の 1972 (S 47) 年から今日まで延べ給水制限日数は 1,130 日を数え、復帰から 11 年間、1979 (S 54) 年を除き毎年渇水が繰り返されました。特に 1981 (S 56) 年から 1882 (S 57) 年にかけての渇水は、記録的な干ばつで、制限給水が延べ 326 日にも及びました。これは、全国一の長期制限給水記録であり、沖縄の水道の歴史は、渇水との闘いの歴史ともいえます。

イ ダム開発事業

沖縄本島の水資源開発は、1974 (S 49) 年の福地ダムをはじめとして、1987 (S 62) 年までに新川ダム、安波ダム、普久川ダム、辺野喜ダムが国直轄多目的ダムとして完成しました。また、1992 (H 4) 年には国直轄多目的ダムの漢那ダム、1995 (H 7) 年には旧瑞慶山ダム再開発事業により、倉敷ダム (名称変更) が完成しています。その後、2004 (H 16) 年に羽地ダム、2010 (H 22) 年に大保ダム、2013 (H 25) 年



羽地ダム (沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所より)

に金武ダムが国直轄多目的ダムとして完成し、復帰以降重点的に進められてきた水源開発は一区切りを迎えたところです。

これらの水源開発により、水源全体に対するダム水源の割合は、1972 (S 47) 年度の 14.9% (3万 3,900m³/日) から 2021 (R3) 年度の 88.6% (39 万 500m³/日) に向上し、より安定した水源の確保が図られました。

ウ 西系列水源開発事業

沖縄県企業局では、ダムによる水源確保と並行して、西系列水源開発事業を推進してきました。同事業は、沖縄本島北西部の 12 河川から豊水時の余剰水を取水し、大保ダム及び倉敷ダムに蓄えて安定水源として開発する事業です。1980 (S 55) 年度から事業に着手し、2009 (H 21) 年度に完了しました。その後、2011 (H 23) 年度の大保ダムの供用開始に合わせて全面供用開始しました。

エ 海水淡水化事業

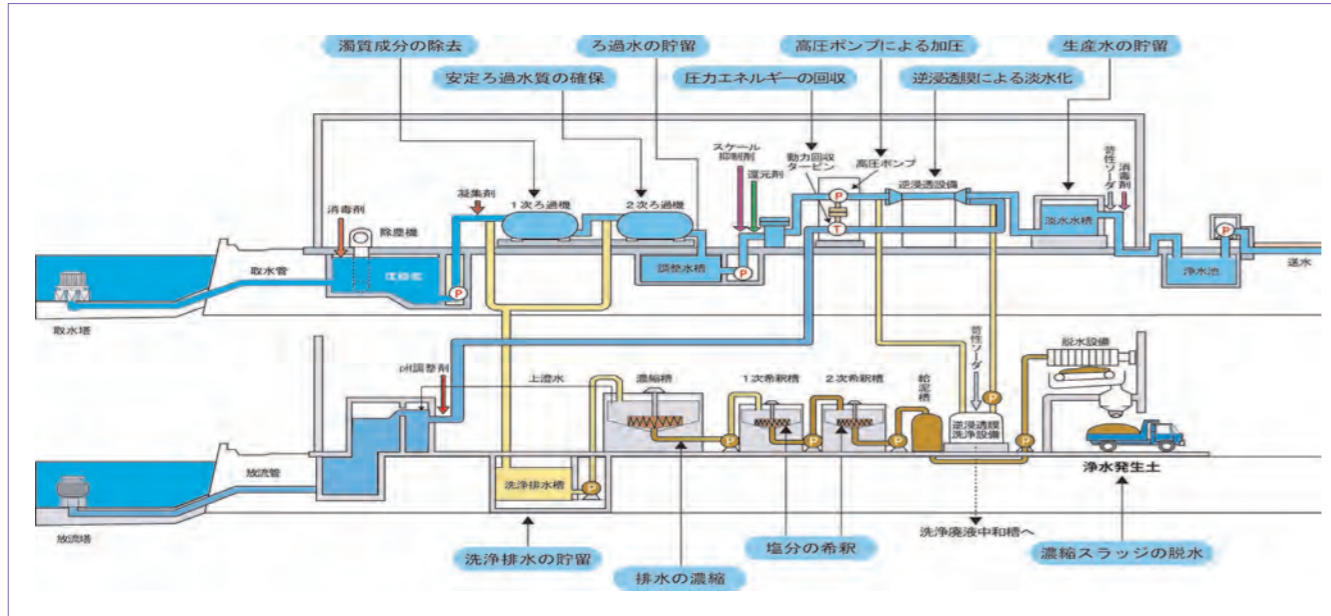
国と県ではダム群の開発等によって水源開発を行ってきましたが、年々増加する水需要に供給が追いつかないのが現状でした。そのため沖縄県企業局では、将来、陸水の水源開発だけでは需給のバランスを維持するのが困難であるとの判断から、多角的な水資源開発の一環として、1977 (S 52) 年より「沖縄本島海水淡水化計画調査」を推進し、総事業費約 347 億円をかけて日量 4 万 m³の海水淡水化施設を建設 (1995 (H 7) 年度一部供用開始、1997 (H 9) 年度全面供用) しました。これは、国内でも最大級の海水淡水化施設となっています。

海水淡水化施設は、北谷町宮城の沖合 200m、水深 9.5m から取水し、淡水化した後、隣接する北谷浄水場の浄水と混ぜて各水道事業者へ送水しています。取水量のうち約 40% が淡水化され、残りの約 60% は濃縮海水として、沖合 200m、水深 13m の海へ戻されます。

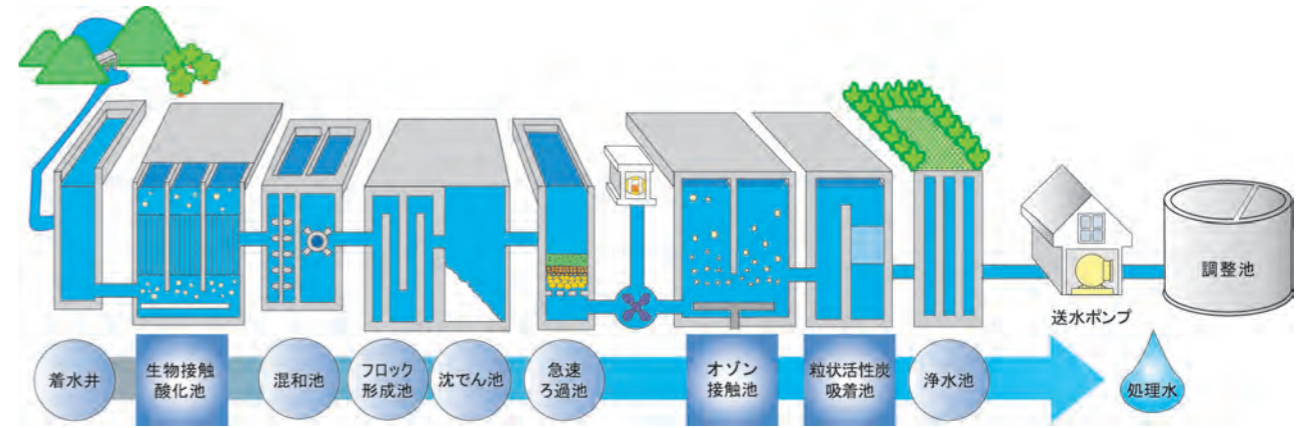
濃縮海水の塩分濃度はやや高めですが、排水方式は水中拡散放流方式を採用し、最終的には通常の塩分濃度と同じ値になるため、濃縮海水による環境への影響はほとんどないものと考えています。

海水を淡水化するために逆浸透法 (RO 法) を採用し、膜へ高い圧力をかけますが、エネルギーの効率化を図るため動力回収を行っています。

海水淡水化による造水コストは、供用開始以降の 1997 (H 9) 年度から 2021 (R3) 年度までの平均として、1m³当たり 300 円程度 (1日当たり平均生産量: 7,800m³) となっており、ダム水源等の造水コストが 100 円程度であることに比べると割高となっています。



海水淡水化の流れ



高度浄水処理の流れ(北谷浄水場)

石川浄水場の高度浄水処理施設は、旧石川浄水場の老朽化や水需要増大への対応として浄水場の拡張移転と合わせて導入が進められ、2015（H 27）年度に供用開始されました。

(2) 安心して飲める水を目指して ア ささまざまな水質問題

この50年で人口の増加、生活様式、社会構造、地球環境の変化等により、水道の水源地質を取り巻く環境は複雑化しています。

昭和40年代後半から発ガン性物質であるトリハロメタン問題が水道の大きな課題となりました。そこで厚生省(当時)は、1981(S 56)年に通知により低減化対策等を指導し、1992(H 4)年には水質基準項目に位置づけました。

企業局では、トリハロメタン対策として、中間塩素処理への変更や、北谷浄水場・石川浄水場への高度浄水施設の導入などの対策に取り組んできました。

加えて、かび臭やクリプトスポリジウム等の耐塩素性を有する原虫などのさまざまな水質問題に対応するため、浄水場での粉末活性炭処理、濁度管理の強化などの対策に取り組み、併せて、測定機器の導入、水道GLP取得など検査体制の拡充に努めてきました。

2009(H 21)年には、生物蓄積性があり健康へ悪影響を及ぼす可能性が指摘される有機フッ素化合物のPFOSがストックホルム条約の使用制限等の対象となり、国内では要検討項目に追加されました。企業局では、2014(H 26)年に検査体制を確立し調査を行ってきたところ、北谷浄水場の水源である嘉手納飛行場周辺の河川や地下水にPFOSが高濃度で含まれていることが判明したため、北谷浄水場の粒状活性炭で処理を行ってきました。

厚生労働省では、国内の水道水からPFOS等が検出され続けていることを踏まえ、2020(R 2)年に水質管理目標設定項目として暫定目標値を設定しました。企業局では、当該値を遵守した水質管理を行うとともに、PFOS等が検出される水

源の取水抑制やPFOS等吸着効果の高い活性炭への取り替えを行うなど、PFOS等のさらなる低減化に取り組んでいます。

イ 高度浄水処理施設

北谷浄水場の水源である中部河川の比謝川、長田川及び天願川は、かつて、生活排水や畜舎排水等の流入により水質が年々悪化の傾向にあり、通常の浄水処理工程では対応が困難と予測されました。

そのため、北谷浄水場への高度浄水処理施設導入に向けて、小規模実験を1985(S 60)年度から開始しました。実験は規模を拡大して1989(H 1)年度まで5年間継続しました。これらの実験結果を受けて、北谷浄水場の浄水処理フローは右ページ上のように決定されました。

北谷浄水場の高度浄水処理施設は、1988(S 63)年度から建設に着手し、1995(H 7)年度に全施設が完成し供用開始されました。生物接触酸化池では、河川のもつ自浄作用を浄水処理に応用し、微生物によりアンモニア態窒素や有機物を除去します。オゾン接触池では、酸化力の強いオゾンを利用してトリハロメタン生成の原因となる有機物を分解し、トリハロメタンの生成を抑えています。粒状活性炭吸着池では、活性炭の持つ吸着力を利用して、有機物、色、臭いなどを除去します。

なお、生物処理については、その後、中部河川の流域市町村において下水道が普及するなど、原水水質(アンモニア態窒素)が改善され、その必要性が低くなったことから、2018(H 30)年度に廃止しました。

また、石川浄水場でも、より安全で安心な水を供給するため、トリハロメタン対策として、オゾン接触池と粒状活性炭吸着池の2つからなる高度浄水処理を導入しました。

ウ 硬度低減化施設

沖縄本島中部地域にある嘉手納井戸群や天願川、比謝川などの水道水源は、一帯の石灰岩質の影響を受け、硬度が高くなっています。これらの水道水源は北谷浄水場に導水され水処理されることから、北谷浄水場系統の送水区域は、企業局の他の浄水場に比べて硬度の高い水質となっていました。

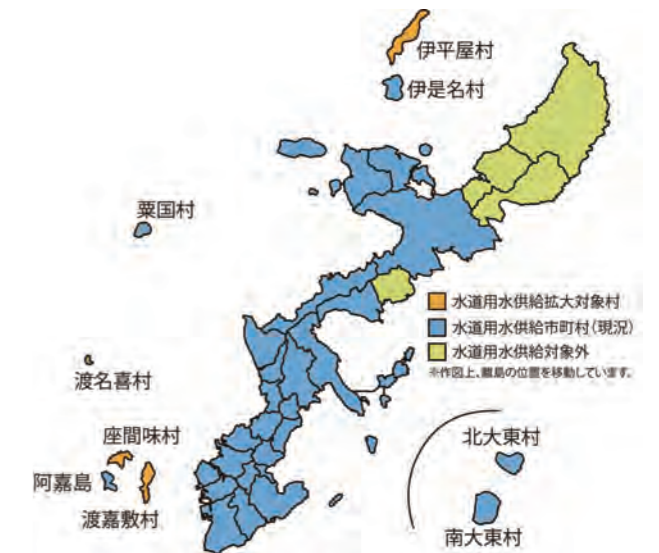
そこで企業局では、硬度平準化対策のひとつとして、硬度低減化施設を整備することとし、2003(H 15)年度から供用開始しています。硬度低減化施設の供用開始により硬度を低減した水の供給が可能となり、北谷町をはじめとする中南部の7市町村に対して、水道の質的向上が図られました。

(3) 水道広域化

沖縄県企業局では、沖縄本島と離島の水道サービスの格差(水道水の質、量、料金など)を解消し、離島における定住条件の向上を図ることを目的として、沖縄本島周辺離島8村(粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、渡嘉敷村、座間味村、伊平屋村、伊是名村)への水道広域化に向け、2016(H 28)年度から施設整備に着手しています。

水道水の供給開始に必要な施設整備等が整った村から順次供給を開始しており、2018(H 30)年3月に粟国村、2020(R 2)年3月に北大東村、2021(R 3)年3月に座間味村(阿嘉・慶留間地区)、2022(R 4)年8月に伊是名村、2023(R 5)年2月に南大東村へ供給を開始しました。

引き続き、伊平屋村、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村(座間味地区)の供給開始に向け、施設整備に取り組んでいます。



水道広域化対象村

(4) 水道料金の変遷

水道料金は、地方公営企業法第21条第2項で「……料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とされており、また、水道法第14条第2項第1号でも「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」とされています。そのため、企業局も発足後、経営の安定を図るため、消費税法の施行・改正に伴うものも含めて計8回の水道料金改定を行っています。

企業局の発足に際しては、その前身の琉球水道公社の水量1㎡につき5.8セントを1ドル308円で換算した額の水量1㎡につき17円84銭を料金として設定しました。

1975(S 50)年7月1日に、料金算定期間を1975(S 50)年度から1976(S 51)年度の2年とし、累積欠損金を棚上げ

にし事業報酬も含めず、水量1㎡につき35円60銭(改定率:99.55%)と設定しました。

1978(S53)年1月1日には、料金算定期間を1978(S53)年1月1日から1882(S57)年3月31日までの4年3カ月とし、累積欠損金の一部解消にとどめ、事業報酬も含めないこととし、水量1㎡につき59円72銭(改定率:67.75%)としました。

1981(S56)年9月1日からは、料金算定期間を1981(S56)年9月1日から1984(S59)年3月31日までの2年7カ月とし、累積欠損金の解消にとどめ、事業報酬は含めず水量1㎡につき78円92銭(改定率:32.15%)にしました。

1993(H5)年6月1日には料金算定期間を1993(H5)年4月1日から1996(H8)年3月31日までの3年とし、累積欠損金の一部解消とする現行料金の水量1㎡につき102円24銭(改定率:29.56%)としました。

1989(H1)年4月1日の消費税法施行に伴う改正については、同年10月1日に78円92銭に100分の103を乗じて得た額としました。また、1997(H9)年6月1日には、1997(H9)年4月1日の法改正により、102円24銭に100分の105を乗じて得た額としました。さらに、法改正に合わせ、2014(H26)年4月1日には、102円24銭に100分の108を乗じて得た額、2019(R1)年10月1日には、102円24銭に100分の110を乗じて得た額としました。

料金一覧

実施年月日	1㎡当たり料金(円)		改定率(%)
	市町村、企業団	直接給水	
S47.5.15	17.84		
S50.7.1	35.60	56.79	95.55
S53.1.1	59.72	95.27	67.75
S56.9.1	78.92	125.90	32.15
H1.10.1	78.92×103/100		-
H5.6.1	102.24×103/100		29.56
H9.6.1	102.24×105/100		-
H26.4.1	102.24×108/100		-
R1.10.1	102.24×110/100		-

2 工業用水道事業

(1) 工業用水のあゆみ

工業用水道は、豊富低廉な工業用水を供給し、製造業等の第二次産業を振興することを目的としています。工業用水とは、工業生産を営む事業所において使用される水のことであり、工業の生産過程において直接使用されるもののほか、原料容器の洗浄用、工場内部の清掃用やその他の雑用水も含まれます。

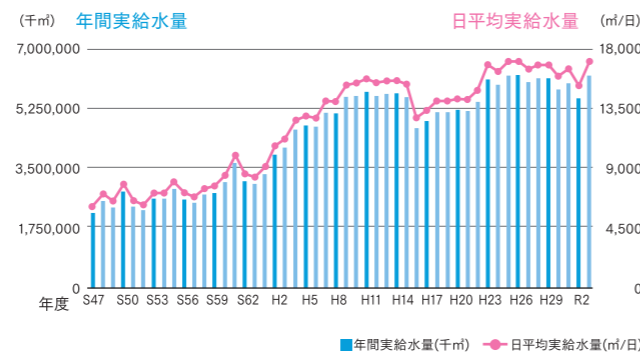
沖縄工業用水道事業は、水源を本島北部の福地ダム等の

多目的ダム群に求め、金武湾及び中城湾沿岸地域に立地する企業へ1日当たり10万5,000㎡の工業用水を供給する目的で計画され、1972(S47)年から施設整備に着手し、1976(S51)年の一部給水開始から現在に至るまで、糸満工業団地及びその周辺地区や中城湾港工業団地、名護市西海岸地区へ配水管布設など、需要開拓に向けた施設整備を進めてきました。

沖縄振興開発計画の中で、本県の雇用機会の拡大及び県民所得の向上を図るため、産業基盤の整備及び企業の立地促進が重要な課題とされ、工業用水道についても基盤整備の一環として建設が推進されました。

その後、産業構造の変化により工業用水需要の増加が見込まれないことから見直しを行い、2004(H16)年5月、計画給水量をこれまでの1日当たり10万5,000㎡から3万㎡へ事業変更届を行い、見直しにより余剰となった施設を2004(H16)年8月水道事業へ転用しています。

工業用水道年度別給水量



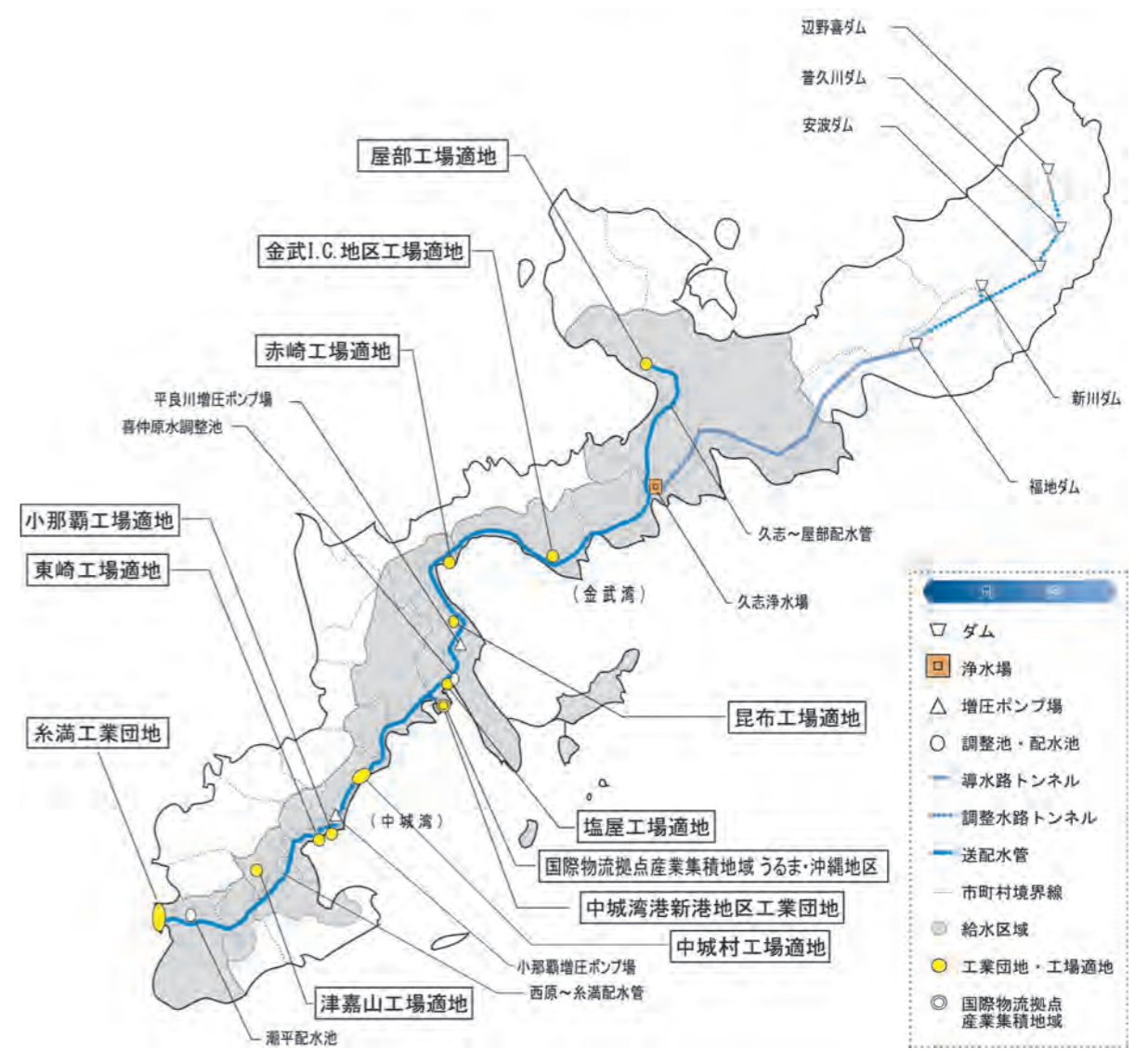
(2) 施設整備と需要の伸び

工業用水道施設のうち、東系列導水路トンネル、久志浄水場、久志～西原間の送水管は、水道用水供給施設との共同施設として整備しました。

専用施設としては、南部地域の産業振興を図るための基盤整備の一環として、新たに糸満工業団地及びその周辺地域に給水するため配水管を布設し、1989(H1)年度に完成しました。

また、1992(H4)年度には中城湾港工業団地の配水管布設に着手して2001(H13)年度に完成し、2000(H12)年度から着手した名護市西海岸地区への専用配水管の布設が2009(H21)年度に完成したことをもって、本島内6地区の整備を完了しました。

2015(H27)年度からは、将来にわたり安定的に工業用水を供給するため、老朽化した施設の計画的な更新と耐震化に取り組んでおり、久志浄水場更新事業や東系列導水路トンネル改築事業に着手しています。



沖縄工業用水道事業概要図

(3) 工業用水道料金

沖縄工業用水道事業では、将来にわたって安定した給水を確保するため、責任水量制を採用しています。責任水量制とは、契約水量の全部または一部を使用しなかった場合でも、契約水量まで使用したものとみなして料金を負担してもらう制度です。

料金については、2022(R4)年4月1日現在で、契約水量内の基本料金が1㎡当たり35円(税抜き)、契約水量を超えて使用した場合の超過料金が1㎡当たり70円(税抜き)となっています。

おわりに

復帰以降、急激に増加する水需要に対処するため、水源地域や国等関係機関との連携のもと、ダム開発等の水源の確保に努めてきました。また、水源開発と合わせてさまざまな水道施設の整備を進めてきました。その結果、水の安定供給が確保され、1994(H6)年3月以降は給水制限が実施されてい

ません。

他方、本土復帰以降、急速に整備した施設が更新時期を迎えており、計画的に更新する必要があります。また、東日本大震災などの地震被害を踏まえた施設の耐震化や、気候変動に伴う豪雨災害の頻発化・激甚化への対応を進める必要があり、老朽化施設の計画的な更新とともに、耐震化や浸水対策など、災害に強い水道の構築を進めていきます。

また、PFOS等有機フッ素化合物への対策など、安全・安心な水道水の供給に万全を期して取り組んでいます。

工業用水道については、ものづくりを支える重要な産業基盤であり、県内産業の振興及び持続的発展を図るため、計画的な更新・耐震化を進めます。

水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。変化する経営環境に適切に対応し、将来にわたり安心・安全な水を安定的に供給できるよう、水道サービスの向上に取り組んでいきます。

病院事業局のあゆみ



県立北部病院



県立中部病院



県立南部医療センター・こども医療センター



県立宮古病院



県立八重山病院



県立精和病院

はじめに

沖縄県病院事業は、1972（S 47）年5月15日の本土復帰に伴い、琉球政府立病院を引き継いで、5カ所の県立病院（名護病院、中部病院、那覇病院、宮古病院及び八重山病院）及び県立病院に附属する32カ所の診療所で始まりました。

その後、1973（S 48）年の精和病院の県への移管、1983（S 58）年の南部病院の開院、2006（H 18）年の南部病院、那覇病院の廃止及び南部医療センター・こども医療センターの開院並びに社会基盤の整備等に伴う診療所の廃止などで現在、6カ所の県立病院及び16カ所の診療所を運営しています。

本県の医療提供体制は、復帰前までは琉球政府立病院主導で形成されたことに加え、復帰後は他都道府県と比較してかなり立ち後れた状況を早急に立て直すため、沖縄振興計画等に基づき、県立病院主導で整備拡充を行ったことから、他県と異なり、県立病院が大きな役割を占めています。

1 県立病院の機能、役割

この50年間で、県立病院においては、診療科目の増など診療体制の充実強化を図り、正職員数は、復帰直後から2022（R 4）年度にかけて、医師数は65人から351人、看護師数は300人から2,027人、コメディカルは79人から493人、全体で701人から3,113人に増員し、病床数は

865床から2021（R 3）年度には2,177床となっています。

県立病院は、沖縄県内5カ所の医療圏における中核病院として、一般医療のほか、救急医療など地域で不足する医療、離島・へき地医療、小児・周産期医療などの不採算医療、精神医療、民間医療機関では対応が困難な特殊医療など、政策的な医療を担っています。

救急医療については、中部病院及び南部医療センター・こども医療センターが救命救急センターに指定され、24時間体制で重篤な救急患者を受け入れており、北部病院、宮古病院、八重山病院は救急病院として重症患者に対応した救急医療を担っています。

離島・へき地医療については、病院事業局において、16カ所の離島診療所を運営しており、自治医科大学卒業生を含む県立病院の研修プログラムによる医師の養成、派遣を行うなど、県立病院が離島・へき地の医師確保に大きな役割を果たしています。

小児・周産期医療については、中部病院及び南部医療センター・こども医療センターが総合母子周産期医療センター、北部病院、宮古病院、八重山病院が地域周産期母子医療センターに指定されており、県立病院において、多くのハイリスクな妊婦及び新生児を受け入れています。

そのほか、県立病院では、今後の高齢化社会の進展を見

据え、歯科口腔医療にも取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の対応にあたっては、県立病院において民間の医療機関では対応が困難な中等症以上の患者を多数受け入れたほか、県全体及び地域の感染防止対策等に積極的に関与するなど、最前線で県民の命を守る役割を果たしました。

また、県立病院では、本土復帰前の1967（S 42）年から医師の卒後臨床研修事業に取り組み、今日まで1,300人を超える医師を養成し、県内医療機関の医師確保に貢献してきました。特に中部病院においては、ハワイ大学の全面協力のもと、米国等からの指導医の派遣を受け、米国式の卒後臨床研修が実施され、現在でも高い評価を受けています。同時に、海外の最新医療を学ぶため、県立病院の臨床研修指導医を海外留学へ派遣し、指導医を育成するとともに卒後臨床研修の充実を図っています。

2 県立病院施設及び医療機器等の充実

病院事業局では、医療の高度化や、外来患者、入院患者の増等に対応するため、1991（H 3）年に北部病院の新築移転、2001（H 13）年に中部病院の改築移転、2006（H 18）年には、全国でも数少ないこども病院を併設した南部医療センター・こども医療センターの新築開院、離島地域の中核病院として、2013（H 25）年には宮古病院の新築移転、2018（H 30）年には八重山病院の新築移転等、施設の整備を行ってきました。

県立病院の概況

名称	北部病院	中部病院	南部医療センター・こども医療センター
開設年月	1946(S21)年2月	1946(S21)年4月	2006(H18)年4月
移転	1991(H3)年12月1日新築移転	2001(H13)年10月23日改築移転 (南病棟竣工は1981年12月)	2006(H18)年4月新築
所在地	名護市大中2-12-3	うるま市宇宮里281	南風原町字新川118-1
建物	RC造6階地下1階 延床面積:18,252㎡	SRC一部RC造地上7階 地下1階 延床面積:35,609㎡	RC造6階(免震構造) 延床面積:36,571㎡
敷地面積	28,505㎡	41,723㎡	57,278㎡
病床数(条例)	327	559	434
指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 地域周産期母子医療センター 第二種感染症指定医療機関 沖縄県難病医療協力病院 地域災害拠点病院 へき地医療拠点病院 DMAT指定病院 救急病院 地域医療支援病院 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センター 基幹(地域)災害拠点病院 総合周産期母子医療センター 第二種感染症指定医療機関 がん診療連携拠点病院 沖縄県難病医療協力病院 へき地医療拠点病院 地域医療支援病院 救急病院 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センター 総合周産期母子医療センター 小児救命救急センター 第一種感染症指定医療機関 地域災害拠点病院 沖縄県難病医療協力病院 へき地医療拠点病院 地域医療支援病院 救急病院 ほか
附属診療所	伊平屋診療所 伊是名診療所	津堅診療所	久高診療所 渡名喜診療所 渡嘉敷診療所 座間味診療所 阿嘉診療所

3 経営改善の取り組み

病院事業は、開設から累積赤字を抱えており、赤字解消のために1982（S 57）年から累次にわたり経営計画等を策定してきました。

2006（H 18）年以降は、病院事業を地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行することにより、病院事業の管理者である病院事業局長の下、経営の健全化に取り組んでおり、直近10年間においては、2011（H 23）年度から2014（H 26）年度、2019（R 1）年度から2021（R 3）年度まで経常収支の黒字を達成しました。

しかしながら、医業収支については依然として厳しい状況であることから、2023（R 5）年度を初年度とする5カ年計画「沖縄県立病院経営強化計画」に基づき、より一層、経営の強化に取り組んでいます。

名称	宮古病院	八重山病院	精和病院
開設年月	1950(S25)年1月	1949(S24)年7月	1973(S48)年4月
移転	2013(H25)年6月1日新築移転	2018(H30)年10月1日新築移転	1986(S61)年3月1日新築移転
所在地	宮古島市平良字下里427-1	石垣市真栄里584-1	南風原町字新川260
建物	RC造6階 延床面積:20,409㎡	RC造5階 延床面積:23,258㎡	RC造3階 延床面積:10,259㎡
敷地面積	23,040㎡	39,769㎡	22,689㎡
病床数(条例)	272	302	250
指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・地域周産期母子医療センター ・第二種感染症指定医療機関 ・地域がん診療病院 ・地域災害拠点病院 ・沖縄県難病医療協力病院 ・へき地医療拠点病院 ・救急病院 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域周産期母子医療センター ・第二種感染症指定医療機関 ・地域がん診療病院 ・地域災害拠点病院 ・沖縄県難病医療協力病院 ・へき地医療拠点病院 ・救急病院 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種感染症指定医療機関 ・精神科救急医療体制当番病院 ほか
附属診療所	多良間診療所	大原診療所 西表西部診療所 小浜診療所 波照間診療所	

おわりに

病院事業局では2022(R4)年3月に、県立病院が今後とも果たすべき役割等を効果的かつ持続的に担っていくために、10年後の目指すべき将来像を定めた「県立病院ビジョン」を策定しました。

少子高齢化の進展、医療人材の不足や新興感染症への対応など、今後とも病院事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、県民の健康を守るため、持続可能な地域医療提供体制を確保し、医療の質の向上及び安定的な病院経営に努め、県立病院ビジョンの実現に取り組みます。